

大阪で いちばん きれいな まち

「くまとり」をめざして！

第2次美しいまちづくり推進基本計画 (2020～2029 年度)

第1期美しいまちづくり行動計画 (2020～2024 年度)



令和2年(2020年)2月

熊 取 町

第1編 第2次美しいまちづくり推進基本計画 1

第1章 第2次美しいまちづくり推進基本計画について 2

- 1. 策定の背景 2
- 2. 本町の現状 3
- 3. 計画策定にあたっての基本姿勢 6
- 4. 計画の位置付け 6
- 5. 計画期間 6

第2章 各主体の役割 7

- 1. 町民等の役割 7
- 2. 自治会の役割 7
- 3. 事業所の役割 7
- 4. 空き家・空き地の所有者等の役割 8
- 5. 大学等の役割 8
- 6. 町の責務 8

第2編 第1期美しいまちづくり行動計画 9

第3章 環境美化推進に関する町の取り組みについて 10

- 1. 町民等への環境美化啓発及び教育に関すること 10
- 2. 美化活動等への支援に関すること 12
- 3. 駅や永楽ダム周辺の美化活動に関すること 14
- 4. 空き家・空き地の適正管理に関すること 17
- 5. プラスチックごみ・食品ロス削減に関すること 18

第4章 管理体制 20

- 1. 進行管理及び点検体制 20

参考資料

- 美しいまちづくり条例 22
- 空家等の適正な管理に関する条例 26
- 自転車等放置防止条例 29
- くまとりプラスチックごみゼロ宣言 32
- 「くまとり」美しいまちづくり推進委員会設置要綱 33
- 環境美化功労者表彰要綱 34

第1編 第2次美しいまちづくり推進基本計画

大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」とは、
まちからごみ無くすことをめざし、町民等、自治会、
事業所、大学及び行政などが協働して、「くまとり」らしい、
美しいまちづくりを進めることをいいます。

「町民等」とは、町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を
通過する人をいいます。

第1章 第2次美しいまちづくり推進基本計画について

1. 策定の背景

熊取町では、平成9年に「美しいまちづくり条例」を制定、平成22年には「美しいまちづくり推進基本計画」（期間10年）及び「美しいまちづくり行動計画」を策定、さらに町民等、自治会、事業所、学校及び行政などの代表者で組織する「美しいまちづくり推進委員会」を設置し、皆様から様々な意見をいただきながら諸施策を推進してきました。

平成25年には、熊取駅を中心とした東西自由通路、夢広場、町道熊取駅前線を「路上喫煙禁止区域」に指定するとともに、啓発活動や安全パトロール隊によるパトロール、喫煙所の設置により、喫煙マナーの向上及び駅周辺のポイ捨て防止を図ってきました。

町全域自治会が中心となり実施している地域一斉清掃活動や、事業所等によるアドプト・ロードなどさまざまな形の清掃活動が活発に行われています。さらに、空き家・空き地の適正管理や不法投棄防止にむけた広報紙等による啓発、監視カメラの設置や指導などにより、粗大ごみ等の不法投棄件数も減少してきました。しかしながら、依然として山間部などでは、道路上への空き缶やペットボトル等のポイ捨てなどが見受けられます。

こうした中、世界レベルでは平成27年9月に国連サミットにおいて、「SDGs」（持続可能な開発目標）が採択されるとともに、ポイ捨てされたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが、河川等を通じて海に流出、マイクロプラスチック化し、海洋環境や生物生態系に深刻なダメージを与えるなど、地球規模で新たな課題が現れており、本町では、豊かな水辺環境の保護や海洋汚染の防止を推進する観点から、平成31年2月に「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」を行い、行動を開始したところです。

また、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が多量に発生していることから、平成30年11月から「毎週月曜日は“食べマンデー！”」をキャッチコピーに、食品ロス削減にも取り組んでおります。

このような状況をふまえ、今後も引き続き『大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」』をめざし、美しい自然等を次世代に引き継ぐべく、町民等、自治会や事業所、大学、行政などがともに協働して、環境美化に関する啓発・清掃活動を具体的施策として展開し、SDGsの実現に貢献していくものです。

2. 本町の現状

平成22年度から令和元年度における「美しいまちづくり基本計画」に基づく町の取り組み事項のうち、主な施策については次のとおりです。

(1) 取り組み実績について

① 「広報紙等を活用した美化意識の啓発」

環境美化強調月間の周知、道路の美化清掃を実施しているアドプト・ロード等の活動にかかる広報紙・ホームページへの掲載を行ってきており、広報紙への掲載記事数が増加、町民等への啓発や清掃活動への周知は充実しています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
広報紙記事数	13	10	12	8	9	9	20	22	20

② 「町民等を対象とした環境美化学習の推進」

全小学校4年生を対象に環境セミナーや環境センター見学会を実施、環境フェスティバル開催時には環境美化情報や小中学生作成の環境啓発ポスターの展示を行うなど、町民等への環境美化学習を推進しています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
環境セミナー・ 環境センター見学 児童数(人)	522	480	499	474	484	455	453	454	393
環境フェスティバル 参加者数(人)	1,500	700	2,000	2,000	1,800	1,800	1,500	1,800	1,800

③ 「地域一斉清掃活動の支援」

自治会等が春と秋に実施している環境美化清掃活動時に使用するごみ袋の配付数及びごみ回収量は増加しており、活動が活発になっています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
活動実施自治会数	37	38	38	38	37	38	38	38	38
ごみ袋配布数(枚)	23,700	23,080	23,390	23,560	24,800	27,123	28,930	29,270	27,685
ごみ回収量(t)	—	—	—	—	—	68.45	75.95	59.10	72.76

※平成22年度～平成26年度のごみ回収量は、未把握です。

④「ボランティア団体への支援」

ボランティア団体による公共施設の清掃活動は増加しており、町では清掃後のごみ回収等の支援を行っています。

また、地域の環境美化に多大な寄与があった団体に感謝の意を表するため、平成30年度に「環境美化功労者表彰制度」を創設し、活動団体として3個人、3団体、及び自治会6団体を表彰しました。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
清掃活動回数	762	737	719	748	757	717	779	834	771

⑤「アドプト・プログラムの活性化」

町が管理する道路の一定区間を地域団体等が、清掃や緑化などを行い、地域の環境美化に取り組む活動であるアドプト・ロード・プログラムへの登録団体数は微増傾向です。また、大阪府が実施しているアドプト・ロードにも6団体が参加登録しています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
熊取町 アドプト・ロード 登録団体数	—	—	—	15	17	17	19	19	19
大阪府 アドプト・ロード 登録団体数	6	7	7	7	7	7	7	6	6
大阪府 アドプト・リバー 登録団体数	2	2	2	2	2	2	2	1	1

※大阪府 アドプト・リバー登録数のうち平成28年度に「巽橋」が、平成30年度に「向田」が協定解除となっています。

⑥「飼い犬のふんの適正処理に係る啓発」

広報紙等による周知や啓発看板の配布及び設置などにより、飼い主等による犬のふんの適正処理は着実に進んでおり、啓発看板の配布数は微減です。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
看板交付枚数	43	109	63	43	28	24	26	36	44

※平成30年度の看板の交付枚数のうち10枚は、台風被害により再設置したものです。

⑦「路上喫煙禁止区域における取り組み」

平成25年度に指定した「路上喫煙禁止区域」にかかる周知活動やパトロールの実施により区域内での喫煙者（指導件数）は減少しています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
路上喫煙にかか る指導件数	—	—	—	27	28	20	13	18	8

※平成25年度分は、1月から3月分の指導件数です。

⑧「空き家・空き地の適正な管理の取り組み」

空き家・空き地に関する苦情要望件数は増加傾向にあり、その対応として所有者等への通知件数も増加しています。特に、近年には空き家に対する苦情が増加しています。

平成 年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30
苦情 要望 件数	全体	43	30	41	55	95	131	129	133	114
	(うち 空き家)	6	0	6	9	18	20	18	22	44
通知件数		10	10	10	16	66	82	117	112	108

⑨「ごみの不法投棄対策に関する取り組み」

広報紙等による周知や啓発看板の設置及び監視カメラによる監視や職員によるパトロールの実施、さらに、不法投棄を発見した場合の早期回収及び必要に応じた警察署への通報等、様々な取り組みにより、件数、ごみ量ともに減少しています。

平成 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件 数	173	127	102	85	44	62	48	28	31
ごみ量 (t)	8.54	4.65	2.74	2.3	2.15	2.75	2.93	2.44	2.22

(2)主な課題について

①地域における美化活動の推進

地域一斉清掃やアドプト・ロードの活動など、町民等や事業所による地域での美化活動が、これまで大きな成果をあげてきた一方で、長期にわたって活動してきた団体では、会員の高齢化等の要因による活動の休止などが懸念されます。後継者となる会員が、積極的に参加できるように支援活動や周知などが必要です。

②美化重点地域に関する取り組み

平成9年の「美しいまちづくり条例」施行及び平成25年の「路上喫煙禁止区域」の指定、また、アドプト・ロード等の活動により当該区域内でのたばこのポイ捨て等については一定効果が出ています。今後は、「美化重点地域」全域におけるごみポイ捨てへの対応を行うなど、熊取町の玄関口としてふさわしい駅周辺の美化が必要です。

③永楽ダム周辺における美化活動の推進

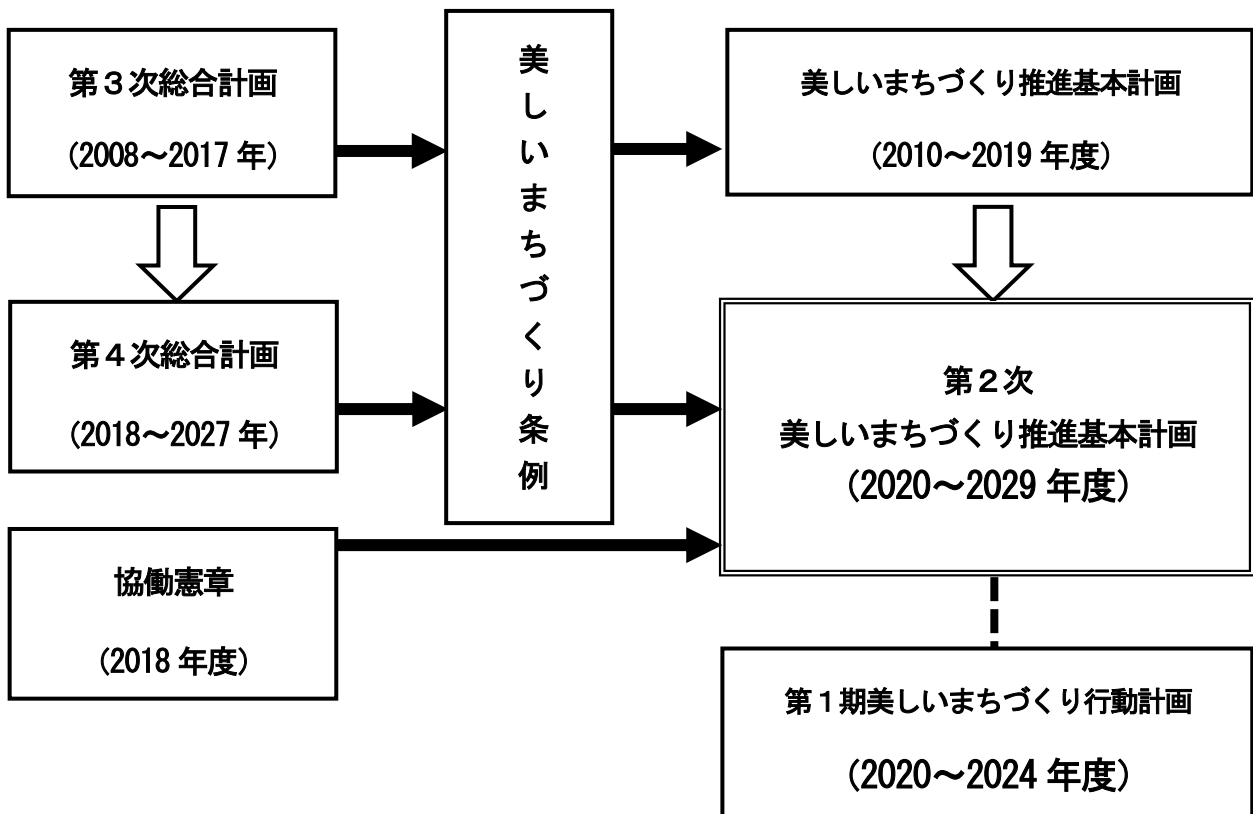
永楽ダム周辺やゆめの森公園、奥山雨山自然公園など豊かなみどりに触れ合え、町内外から多数の人が訪れるエリアについて、すべての人が気持ちよく、楽しく自然を満喫できるようさらなる美化を進める必要があります。

3. 計画策定にあたっての基本姿勢

「美しいまちづくり条例」の第1条には、「まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進する。」と目的が謳われており、第3条第2項では、「施策を効果的かつ継続的に実施するため、美しいまちづくり推進基本計画を策定する。」と規定されています。

この基本計画は、「熊取町第4次総合計画」（2018年～2027年）及び「美しいまちづくり条例」に基づき、町民等・事業所・行政などが協働して取り組む美化活動を、更に充実させることを目的とするものであり、様々な主体の役割を明確にすることはもちろん、町の責務については5項目の取り組み事項を掲げたうえで、それぞれの具体的施策を明記し、それらを着実に実施することで、町の将来像である「住みたい 住んでよかった ともに つくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」づくりをめざすものです。

4. 計画策の位置付け



5. 計画期間

この計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年と定めます。

第2章 各主体の役割

ごみの散乱やポイ捨て等を防止するには、町民等や自治会及び事業所、大学などと行政の各々が役割を分担しながら協働して取り組む必要があります。

この基本計画では、本町が住み良いまちとなるよう、各主体の役割を明確にするとともに、環境美化活動の輪を広げて行くため、取り組むべき活動の基本的方向性を示しています。

1. 町民等の役割

- (1) 海洋汚染防止のため、使い捨てとなるレジ袋やペットボトル等のワンウェイプラスチックの使用を控え、プラスチックごみの削減に努めるとともに、ポイ捨てを防止します。
- (2) 自宅の門前や玄関口などの清掃を行うとともに、地域の美化活動に積極的に参加すること等により、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」の推進に努めます。
- (3) 屋外で喫煙するときは、条例を踏まえ、「路上喫煙禁止区域」で喫煙しない。また、その他の区域でも周辺に配慮しながら、設置された吸殻入れを利用したり、できるだけ周囲に人がいない場所で携帯用吸殻入れを使用して喫煙するなど、たばこのポイ捨てを防止します。
- (4) 犬の飼い主等は、散歩の時には、犬のふんを処理するための用具を携帯し、適正に処理します。
- (5) 宅地の所有者等は、樹木、花等を植栽し、緑化に努めます。
- (6) 「食品ロス削減」の重要性を理解し、食品購入や調理方法を改善するなど、ごみの減量化に取り組むとともに、「ごみの分け方・出し方マニュアル」に定められたルールを守り、ごみを管理することで、地域の美化を意識した行動に努めます。

2. 自治会の役割

- (1) 地域の環境美化のため、地域内の住民参加のもと美化清掃活動を実施します。
- (2) 地域内住民の生活ごみ排出について、適正に処理できるよう、廃棄物減量等推進員と協力して必要な措置に努めます。
- (3) 地域内でごみの不法投棄や違法屋外広告物等を発見した場合、役場担当課に通報するなど、地域の環境美化に努めます。
- (4) 地域で活動する環境美化団体の必要な支援に努めます。

3. 事業所の役割

- (1) 事業所周辺を清掃するとともに、当該事業活動を行う地域の美化活動への参加を推進し、従業員への啓発・教育に努めます。
- (2) 飲食物等でポイ捨てされる恐れのある商品を取扱う事業所は、消費者に対し、ポイ捨てによるごみの散乱防止の啓発に努めます。

- (3) 容器に収納された飲食物等を販売する事業所は、「容器包装リサイクル法（注）」に基づく分別収集の十分な周知と販売場所（自動販売機を含む。）での回収容器の設置及び適正管理を行い、回収した容器の再資源化に協力します。
 - (4) 販売する商品について、簡易包装の徹底とマイバッグの推奨など、容器包装廃棄物の減量に努めます。
 - (5) 飲食店等の事業所は、食材使い切りの工夫や食べ切りの工夫を行うとともに、消費者に適量注文・食べ切りの呼びかけを行うなど食品ロス削減に努めます。
 - (6) 事業所は、樹木、花等を植栽し、緑化に努めます。
- (注)：「容器包装リサイクル法」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」をいう。

4. 空き家・空き地の所有者等の役割

- (1) 管理する建物や工作物及び空き地の適正管理に努めます。

5. 大学等の役割

- (1) 住民・自治会等地域との連携、協働を進め、地域に貢献するように努めます。
- (2) 学生に対し「食品ロスやレジ袋・ペットボトルなどプラスチックごみの削減、たばこのポイ捨て禁止」など、環境及び地域の環境美化に係る啓発・教育に努めます。

6. 町の責務

町民等への美化意識の啓発や各主体の自主的な美化活動に対する支援など、様々な施策を着実に推進するため「美しいまちづくり行動計画」を策定します。

同計画では5つの取り組み事項及びそれぞれの施策概要を明記することで、具体的施策を着実に実施し、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざします。

【取り組み事項】

1. 町民等への環境美化啓発及び教育に関すること
2. 美化活動等への支援に関すること
3. 駅や永楽ダム周辺の美化活動に関すること
4. 空き家・空き地の適正管理に関すること
5. プラスチックごみ・食品ロス削減に関すること

第2編 第1期美しいまちづくり行動計画



第3章 環境美化推進に関する町の取り組みについて

5つの取り組み事項と具体的施策及び施策概要を「美しいまちづくり行動計画」として整理、推進することで、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざします。

この計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年と定めます。

1. 町民等への環境美化啓発及び教育に関すること

(1) メディア（広報紙・ホームページ等）を活用した美化意識の啓発

大阪で いちばん きれいな まち「くまとり」をめざして、5月と11月を「環境美化強調月間」と定め、町内でのポイ捨てによるごみの散乱や不法投棄、違法屋外広告物等を防止するために、広報「くまとり」やホームページの媒体を効果的に活用し、町民等への美化意識の啓発活動を継続的に展開します。

また、プラスチックごみ等の海への流出を防止するため、水路や河川などへのごみのポイ捨て禁止の啓発記事を広報紙等へ掲載します。

さらに、7月の「河川愛護月間」や8月の「道路ふれあい月間」でも、広報紙等により、不法投棄禁止などの周知等を行います。

具体的施策	施策概要	担当課
①美化意識の高揚にむけたメディアの活用	(i) プラスチックごみ等の海への流出を防止するため、水路や河川などへのごみのポイ捨て禁止の啓発記事を広報紙等に掲載します。	美しいまちづくり推進課 環境課
	(ii) 「環境美化強調月間」の周知やごみのポイ捨て行為による不法投棄の禁止等の記事を広報紙等に掲載し、町民等への美化意識の啓発活動を行います。	美しいまちづくり推進課 環境課
	(iii) 「河川愛護月間」や「道路ふれあい月間」の周知に併せてごみのポイ捨て禁止等の広報記事を広報紙等に掲載します。	道路課 水とみどり課
	(iv) 犬等の適切な飼い方及び犬のふんの適正処理の啓発記事を広報紙等に掲載します。	環境課
	(v) 違法屋外広告物防止の記事を広報紙等に掲載し、併せて違法屋外広告物の撤去等を行います。	まちづくり計画課 美しいまちづくり推進課

(2) 環境教育の実施

町民等に対する環境美化の情報提供の場であり、楽しみながら学習できる機会として、環境フェスティバルを開催します。

小学校では環境セミナーや井戸端セミナー講座等により、環境教育を支援します。

具体的施策	施策概要	担当課
①町民等への環境学習の実施	(i)環境フェスティバルを実施し、楽しみながら学習を図れる機会を提供します。	環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課
	(ii)「ごみの減量化・リサイクル」等をテーマに井戸端セミナー講座による啓発を進めます。また、新たな講座内容についても検討を行います。	環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課
②小中学校の環境教育の実施 (副読本の活用等)	(i)小学校への環境教育の支援として、副読本「わたしたちの熊取町」の配付(3、4年生対象)、活用による環境セミナーを実施します。また、中学校においては、小学校で学んだことを基礎として、環境保全について、実際に行動できることを考え、実行します。	学校教育課 環境課 環境センター
	(ii)環境センターの見学などにより、ごみのリサイクルなど環境教育の支援を行います。	学校教育課 環境課 環境センター

(3) 美化啓発看板等による周知

自治会等と連携しながら、ごみの不法投棄禁止やポイ捨て禁止の看板を設置します。また、飼い犬のふんを適正に処理するよう啓発看板を設置します。

具体的施策	施策概要	担当課
①啓発看板による周知	(i)プラスチックごみ等の海への流出を防止するため、水路や河川などへの不法投棄禁止やポイ捨て禁止の啓発看板を設置します。	環境課 美しいまちづくり推進課 施設管理担当課
	(ii)飼い犬のふんの処理が適正に行われていない場所に啓発看板を設置します。	環境課
	(iii)職員によるパトロールの実施やカメラによる監視体制と必要に応じて警察署と連携しながら不法投棄対策を行います。	美しいまちづくり推進課 環境課

2. 美化活動等への支援に関すること

(1) 地域の美化活動にかかる自治会、ボランティア団体等への支援

自治会等の地域コミュニティやボランティア団体による環境美化活動の支援として、ゴミ袋の提供及びごみの回収・処分を行います。

また、地域で環境美化活動を実践している団体に関する情報を収集し、広報紙等に掲載するとともに、環境美化活動に多大な寄与のあった団体等に感謝の意を表し、今後の活動の「やりがい」の一つにも資するべく表彰を行います。

具体的施策	施策概要	担当課
①自治会等の地域一斉清掃活動への支援	(i) 地域一斉清掃実施地区へのごみ袋等の支給とごみ回収等による支援を行います。	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター
②ボランティア団体等への支援	(i) ボランティア団体が実施する自主清掃活動への支援として、ごみ袋を配付するとともに、ごみの回収等の実施や活動団体への補助金の交付を行います。	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター
	(ii) 清掃活動を実施するボランティア用ごみ袋の作成等を検討します。	環境課 美しいまちづくり推進課
	(iii) 環境美化活動を実践している団体に関する情報を広報紙等に掲載します。	美しいまちづくり推進課
	(iv) 環境美化功労者表彰の規定に基づき、環境美化活動団体等を表彰します。	美しいまちづくり推進課
③大学との連携による美化活動の支援	(i) だんじり祭り時の駅前の清掃ボランティアを支援します。	産業振興課 (くまとりにぎわい観光協会)
	(ii) 町内の大学と地域との連携による美化活動について検討します。	美しいまちづくり推進課



(2) アドプト・プログラムの活性化

アドプト・ロード等による美化活動を推進するため、それぞれの団体が実施する事業を支援します。さらに、議員や職員による道路清掃活動の実施など、あらゆる方々が参加して、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざします。

具体的施策	施策概要	担当課
①アドプト・ロード等による美化活動の支援	(i) アドプト・ロード等をはじめ、地域の美化活動の推進を図ります。また、各種ボランティア団体の清掃活動に対し、ごみ袋の配付、ごみの回収等の支援を行います。	岸和田土木事務所 道路課 水とみどり課 美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター
	(ii) アドプト・ロード・プログラムを活性化するため、広報紙等を活用して広く募集します。	道路課
②リフレッシュリバー推進会議による河川清掃活動の支援	(i) リフレッシュリバー推進会議が実施する河川清掃への参画や、ごみ袋の配付、収集したごみの回収等の支援を行います。	水とみどり課 美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター
③議員と職員の道路清掃活動	(i) 議員と職員による道路清掃活動を実施します。	議会総務課 美しいまちづくり推進課 岸和田土木事務所



3. 駅や永楽ダム周辺の美化活動に関すること

(1) 駅周辺の美化に関するメディア等の活用による周知、啓発

熊取駅周辺の「美化重点地域」は、特に環境の美化を図る地域として指定していることから、ごみのポイ捨て禁止などを広報紙・ホームページ等で周知、啓発します。

また、「路上喫煙禁止区域」では、広報車や路面シートによる周知に加え、パトロールを実施するとともに、「環境美化強調月間」と併せてキャンペーンや清掃活動を行います。

さらに、「自転車等放置防止条例」に基づき「自転車放置禁止区域」の周知を行うとともに、区域内に放置されている自転車やバイクについて適切な指導や撤去活動を実施します。

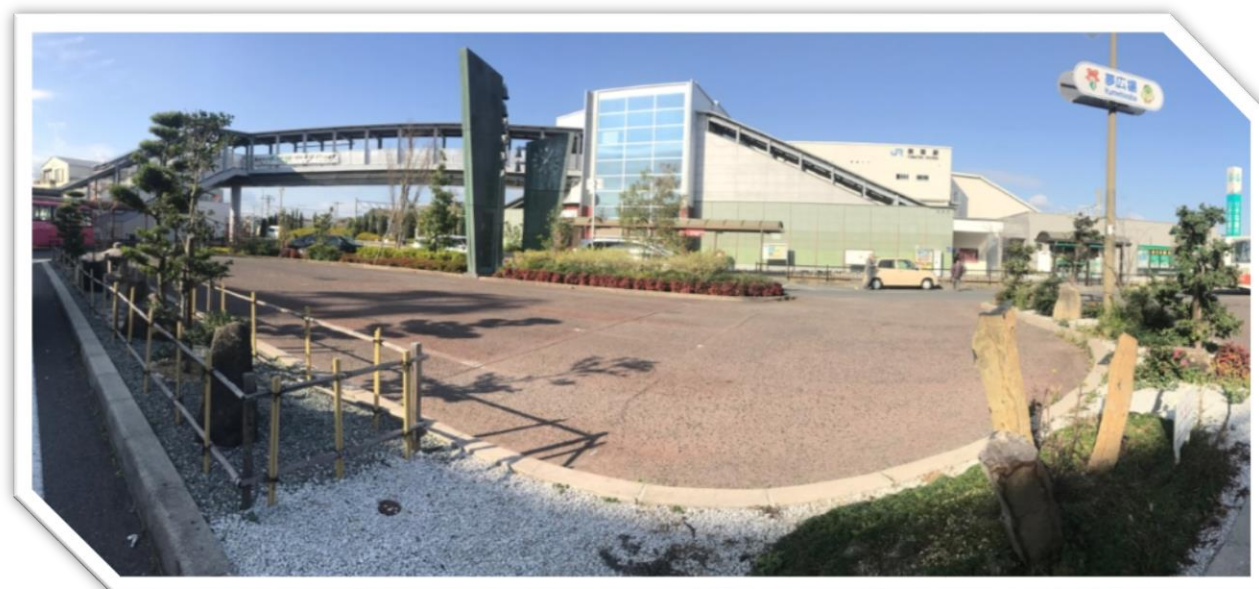
具体的施策	施策概要	担当課
①メディアを活用した「美化重点地域」及び「路上喫煙禁止区域」の周知	(i)「美化重点地域」、「路上喫煙禁止区域」の周知、ポイ捨ての禁止等美化意識の向上のための啓発記事を広報紙等に掲載します。	美しいまちづくり推進課
②定期的なパトロールの実施や美化キャンペーンの実施	(i)職員と安全パトロール隊員による定期的な「路上喫煙禁止区域」のパトロール及び清掃を実施し、パトロール時に喫煙者がいる場合は指導します。	美しいまちづくり推進課 環境課 危機管理課
	(ii)「環境美化強調月間」、「河川愛護月間」には横断幕やのぼり旗を掲揚し、併せて啓発イベントを実施するなど、町民等への周知を図ります。	美しいまちづくり推進課 水とみどり課
	(iii)熊取駅西地区整備事業に伴う「自転車等放置禁止区域」の指定を検討します。また、駅周辺におけるごみのポイ捨て防止につながるよう「路上喫煙禁止区域」等の指定を検討します。	道路課 美しいまちづくり推進課
③「自転車等放置禁止区域」の周知	(i)広報紙等を活用して、「自転車等放置禁止区域」の周知、及び移動保管された自転車やバイクの取扱いについての記事を掲載します。また、区域内に放置されている自転車等について適切な指導や撤去活動を実施します。	道路課

(2) 駅周辺における美化活動による魅力づくり

町の玄関口でもある熊取駅周辺のイメージアップのために、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進会議による花いっぱいプロジェクト活動等の充実にむけた支援を行います。

また、美化重点地域において、事業所や自宅及びその周辺等で、植栽や定期的な清掃活動を行うなど、環境美化に貢献する団体等に、感謝の意を表するため表彰制度を検討します。

具体的施策	施策概要	担当課
①地域の魅力づくりプロジェクトの支援	(i)地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進会議の活動を広報紙等で周知します。	道路課
	(ii)地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進会議による花いっぱいプロジェクト等の実施にむけて支援するとともに、活動時のごみ回収等を行います。	道路課 環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課
②美化重点地域内の環境美化功 労者表彰制度の検討	(i)美化重点地域において、事業所や自宅及びその周辺等で、環境美化に貢献する団体等に感謝の意を表するべく表彰の検討を行います。	美しいまちづくり推進課



(3) 永楽ダム周辺における美化活動による魅力づくり

永楽ダム周辺やゆめの森公園、奥山雨山自然公園などを訪れるすべての人が気持ちよく、楽しく利用できるよう、また、当該エリアの更なる魅力創出に繋がり、リピーターが増えるよう、重点的に清掃活動等に取り組みます。

具体的施策	施策概要	担当課
①重点的な清掃活動の実施	(i) 町内大学やボランティア団体、職員等が協働して定期的に清掃活動を行います。	美しいまちづくり推進課
②永楽ダム周辺で清掃活動を行うボランティア団体等への支援	(i) ボランティア団体が実施する自主清掃活動への支援として、ゴミ袋を配付するとともに、ごみの回収等を行います。	水とみどり課 美しいまちづくり推進課 産業振興課（熊取町商工会） 環境センター



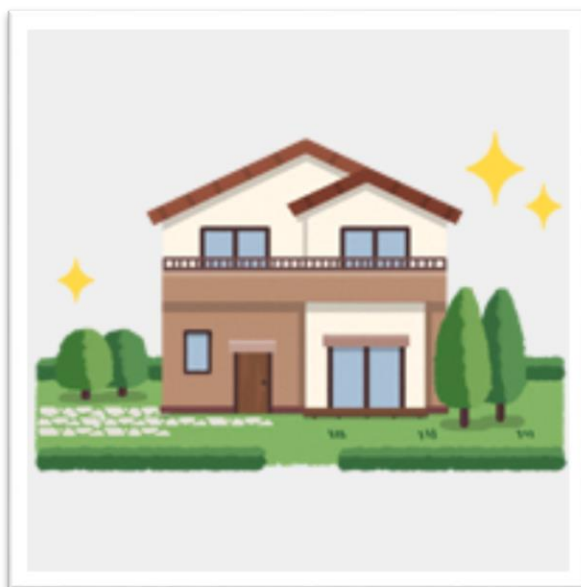
4. 空き家・空き地の適正管理に関すること

(1) 空き家・空き地の適正管理にむけた啓発及び指導

空き家・空き地の適正管理を促すために、広報紙・ホームページを活用して周知し、適切に管理されていない空き家・空き地については所有者等に指導を行います。

また、「空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空家及び特定空家の所有者等に対して、必要な助言及び指導を行います。

具体的施策	施策概要	担当課
①メディアを活用した空き家・空き地の適正な管理の周知	(i) 空き家・空き地の適切な管理にむけて広報紙等による周知等を行います。	環境課 美しいまちづくり推進課
②空き家・空き地のパトロールや適切な指導	(i) 自治会や近隣町民等の情報により、パトロールを実施し、生活環境に支障をきたしていると判断した場合は、「美しいまちづくり条例」に基づく指導等を行います。	環境課 美しいまちづくり推進課
③空家及び特定空家の所有者等への助言や指導	(i) 「空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空家及び特定空家の所有者等に必要な助言、及び指導等を行います。	まちづくり計画課



5. プラスチックごみ・食品ロス削減に関すること

(1) プラスチックごみ削減にむけた取り組み

プラスチックごみ削減やマイバッグの使用を推進するとともに、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制を促進するため、メディアを活用した啓発を行います。

また、「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」に参画し、情報収集を行うとともに、町主催イベント時のプラスチック製容器ごみゼロに取り組みます。

具体的施策	施策概要	担当課
①プラスチックごみ削減にむけたメディアを活用した取り組み	(i) マイバッグの使用を推進するとともに、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制を促進するため、広報紙等により周知します。	環境課
②プラスチックごみ削減にむけた取り組み	(i) 「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」に参画し、プラごみゼロ推進の情報収集を行います。	環境課
	(ii) 町主催のイベントでは、レジ袋代替品やリユース食器を使用するなど、プラスチック製容器ごみゼロに取り組みます。	環境課 イベント担当課
	(iii) 町主催の会議等では、ペットボトル飲料を使用しません。また、マイボトルの普及啓発活動に取り組みます。	全課 環境課



(2) 食品ロス削減にむけた取り組み

食品ロスの削減によりごみの減量化に繋がるよう広報紙等による啓発を行うとともに、町主催のイベント開催時の設置や公共施設での常設のフードドライブを検討します。

また、「フードバンクOSAKA」や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と情報共有を図りながら、食品ロス削減を推進します。

具体的施策	施策概要	担当課
①食品ロス削減にむけたメディアを活用した取り組み	(i)食品ロス削減の重要性や食品購入・調理方法の改善など、ごみの減量化に取り組むために、広報紙等による啓発を行います。	環境課
②保育所・小中学校における食品ロス削減にむけた取り組み	(i)児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう、授業や保育等で「食育」に取り組むとともに、校内等での啓発活動などを通じて、食品ロス削減の取り組みを推進します。	保育課 学校教育課
③フードドライブの実施にむけた検討	(i)町主催イベントでのフードドライブブースの設置や、公共施設での常設ブースの設置について、「フードバンクOSAKA」等との連携や取り組み方法などを検討します。	環境課 イベント担当課
④「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」との情報共有、連携及び協働	(i)全都道府県と一部市町村が参画している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と情報共有を図りながら、「おいしく食べること」が当たり前となるよう、連携、協働による全国キャンペーンへの参画、実施に取り組めます。	環境課



第4章 管理体制

1. 進行管理及び点検体制

(1) 町民等、自治会、事業所及び関係機関による組織の設置

この基本計画等を町民等や自治会、事業所や大学等、及び美化活動団体や関係機関の協働による全町的な取り組みとするため、各団体等の代表者で構成される『「くまとり」美しいまちづくり推進委員会』を設置し、各施策の進行管理や新規施策の提案等をいただくなどしながら推進します。

(2) 庁内推進体制の整備

町では、各施設を管理する関係課が推進委員会からの提案内容等について、具体的施策や内容を検討のうえ、各施策を連携して効率的に推進します。

また、定期的な美化啓発イベントの開催に併せ、不法投棄・路上喫煙禁止等のパトロールを実施するなどしながら施策の浸透に努めます。

(3) 事業の実施や確認

関係各課は、基本計画等に基づき、事業を実施します。また、事業実施担当課は、事業の実施状況について、毎年度、推進委員会に報告し、助言等を受け翌年度事業にフィードバックします。

(4) 実施状況の公表

この基本計画等における各々の事業の実施状況については、広報「くまとり」やホームページで公表します。

参 考 资 料

○美しいまちづくり条例

平成9年10月8日 条例第10号

改正 平成25年9月30日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、環境の美化に関し、町、町民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (3) ごみ等 空き缶、空きびんその他の容器、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (4) ポイ捨て ごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (5) 落書き行為 他人が所有する建物その他の工作物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (6) 路上喫煙 道路、公園、広場、河川等の公共の場所においてたばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (7) 空き家 町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (8) 空き地 空き地若しくは空き家の敷地又は休耕地をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、この条例の目的を達成するために、環境の美化を促進するための必要な施策（以下「施策」という。）を実施しなければならない。

2 町長は、施策を効果的かつ継続的に実施するため、美しいまちづくり推進基本計画を策定する。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、自主的な環境の美化の促進及び町が実施する施策への協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって美観が損なわれることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の意識の啓発)

第6条 町長は、環境の美化を促進するため、町民等及び事業者の美化意識の啓発に努めなければならない。

(美化活動の助成)

第7条 町長は、施策の推進を図るために必要があると認めるときは、環境の美化活動を行っている団体に対して、必要な助成をすることができる。

(関係機関への要請)

第8条 町長は、道路、河川、水路、ため池その他の公共の場所において、ごみ等の散乱により美観が損なわれているときは、当該公共の場所の管理者又は関係機関に対して、ごみ等の回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(美化重点地域の指定)

第9条 町長は、特に環境の美化を図る地域を美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

できる。

- 2 町長は、重点地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 町長は、重点地域において、環境の美化を推進するための施策を、積極的に行うものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第10条 何人も、道路、広場、公園、河川、水路、ため池その他の公共の場所において、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。

- 2 何人も、空き家又は空き地に、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬のふんの処理)

第11条 何人も、飼い犬を散歩させたときに排出されたふんは、適切な処理をしなければならない。

(落書き行為の禁止)

第12条 何人も、落書き行為をしてはならない。

(広告宣伝行為の原則)

第13条 何人も、土地、建物、構造物又は電柱等の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の許可を受けないで看板、はり紙等を掲出してはならない。

- 2 町長は、屋外において広告物により広告宣伝行為を行う者に対し、関係機関と協力し、必要な指導をしなければならない。

(印刷物等配布者の清掃義務)

第14条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他のもの（以下「印刷物等」という。）を公衆に配布した者又は配布させた者は、その場所及び周辺に当該印刷物等が散乱した場合には、速やかに当該印刷物等を清掃しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の規定)

第15条 町長は、必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 町長は、前2項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第16条 何人も、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(空き家及び空き地の管理)

第17条 空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の所有者等は、その空き家等に繁茂した樹木、雑草、枯草又は投棄されたごみ等により、美観が損なわれ、又は近隣住民の生活環境が阻害されているときは、これを除去するとともに、不法投棄の誘発、犯罪、災害、病虫害の発生、交通上の支障を未然に防止する措置を講じる等常に適正に管理しなければならない。

(公共施設の緑化)

第18条 町長は、公共施設に樹木、花等の植栽を積極的に行い、緑化の推進に努めなければならない。

(宅地の緑化)

第19条 宅地の所有者等は、その宅地に樹木、花等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

- 2 町長は、宅地の緑化を促進するため、種子又は苗木の供与その他緑化に必要な指導及び助成を行うことができる。

(立入調査等)

第20条 町長は、第17条に規定する管理の状況を調査するため必要があると認めるときは、町長の指定する職

員を当該敷地又は土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第21条 町長は、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条又は第17条の規定に違反していると認められるときは、その違反者に対してその違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

2 町長は、第9条第1項の規定に基づく重点地域において、第10条、第11条、第12条又は第14条の規定に違反したと認められる者に対し、ごみ等又はふん、落書きを適切に処理するよう、直ちに命ずることができる。

3 町長は、第15条第1項の規定に基づく路上喫煙禁止区域において第10条又は第16条の規定に違反したと認められる者に対し、ごみ等を適切に処理し、又は路上喫煙を止めるよう、直ちに命ずることができる。

(公表)

第22条 町長は、空き家等の管理について、前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該所有者等にその旨を通知し、公表の前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第23条 町長は、空き家等の管理について、第21条第1項の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。

2 町長は、前項に係る費用を当該所有者等から徴収しなければならない。

(罰則規定の適用)

第24条 町長は、この条例の施行に関し、関係法令の罰則規定の積極的な適用を関係機関に要請するものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第26条 第21条第3項の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定、第21条第1項中第16条に関する規定、第21条第3項及び第26条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている美しいまちづくり推進基本計画(以下「計画」という。)については、改正後の第3条第2項の規定に基づく計画として位置付けるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等の増加が防災、衛生、景観等の地域における町民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、空家等の予防、活用及び適切な管理並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住する者並びに本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で規則で定める状態（以下「管理不全状態」という。）にあると認められるものをいう

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(空家等の所有者等の適正管理義務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が管理不全状態にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

(空家等及び特定空家等に対する助言又は指導)

第4条 町長は、空家等が管理不全状態となることを予防するため必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、その予防のために必要な助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(立入調査に係る事前通知の特例)

第5条 法第9条第3項ただし書に規定する場合のほか、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立ち入る必要があると認めるときは、町長は、同項本文の規定による通知をしないことができる。

(空家等対策審議会の設置)

第6条 空家等に関する事項を審議するため、熊取町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第7条 町長は、法第14条第2項の規定により勧告しようとする場合においては、あらかじめ、その勧告しようとする所有者等に対し、その勧告しようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その勧告しようとする所有者等又はその代理人に意見書を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて口頭による意見の聴取を行うことを請求することができる。

3 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第2項の規定により勧告しようとする所有者等又はその代理人の出頭を求めて、口頭による意見の聴取を行うものとする。

(勧告に関する審議会への諮問)

第8条 町長は、法第14条第2項の規定により勧告しようとするときは、前条の規定による手続きを経てから審議会に諮問するものとする。

(公表及び標識の設置)

第9条 町長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、第3条に規定する義務に違反して、当該勧告に係る措置をとらない場合は、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による公表及び標識の設置について準用する。

3 第1項の規定による公表及び標識の設置は、法第14条第3項の規定による命令を行う前に行うものとする。

(命令の基準)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、法第14条第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

(1) 特定空家等が倒壊し、又は特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められること。

(2) 特定空家等に草木が著しく繁茂し、又は動物が繁殖することにより、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれが高いと認められること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等が人の生命、身体又は財産に対して被害を与えるおそれが高いと認められること。

(応急措置)

第11条 町長は、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(軽微な措置)

第12条 前条の規定は、町長が特定空家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他の規則で定める軽微な措置を採ることにより地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減できると認めるときについて準用する。

(身分を示す証明書の携行)

第13条 前2条の規定により措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 町長は、町の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員報酬等条例（昭和 60 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会の項の次に次のように加える。

空家等対策審議会	会長	日額 8,200 円	
	委員	日額 7,700 円	

○自転車等放置防止条例

平成9年12月25日 条例第17号

改正 平成25年9月30日 条例

(目的)

第1条 この条例は、駅前広場、道路、公園その他の公共の場所における自転車等の放置に対する措置を講ずることにより、街の美観を維持し、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、町民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車等の利用者及び所有者(以下「利用者等」という。)が、自転車等駐車場以外の場所において、自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策(以下「施策」という。)の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置することにより良好な生活環境を悪化させないように努めるとともに、町長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、当該自転車に住所及び氏名を明記するよう努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、町長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第6条 官公署、学校、図書館、公民館等公益的施設の設置者及びスーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、町長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第7条 町長は、駅周辺道路等において特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を放置禁止区域として指定することができる。

2 町長は、必要と認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 町長は、放置禁止区域の指定を存続させる必要がなくなつたと認めるときは、当該放置禁止区域の指定を解除することができる。

4 町長は、放置禁止区域を指定し、若しくは指定を変更し、又は指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第8条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第9条 町長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等を直ちに移動することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第10条 町長は、放置禁止区域外に放置されている自転車等により生活環境が阻害されていると認めるときは、

当該自転車等に警告票を取り付けることができる。

- 2 町長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお放置されている自転車等について、規則で定める期間を経過した後、これを移動することができる。ただし、町長が危険を防止する等のため緊急やむを得ないと認めるときは、直ちに移動することができる。

(移動時の措置)

第11条 町長は、第9条及び前条第2項の規定により放置されている自転車等を移動するためやむを得ないと認めるときは、係留チェーンの切断その他必要な措置を講じることができる。この場合において、町は、当該自転車等の利用者等に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(移動した自転車等の措置)

第12条 町長は、第9条及び第10条第2項の規定により移動した自転車等を保管しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。この場合において、町長は、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 町長は、前項の告示後、利用者等が引き取らない自転車等につき、規則で定める保管期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、町長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第13条 町長は、第9条、第10条第2項及び前条第1項の規定により自転車等を移動及び保管したときは、それらに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、移動日以前に警察署に対して盗難届が提出されている自転車等については、この限りでない。

- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき4,000円とする。

(費用の免除)

第14条 前条の規定にかかわらず、町長がやむを得ないと認めるときは、前条第2項に規定する費用の額を免除することができる。

(関係機関との協議)

第15条 町長は、この条例に基づく施策の実施にあたり必要と認めるときは、関係機関と協議しその協力を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月27日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の自転車等放置防止条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の移動及び保管に係る費用について適用し、施行日前までの移動に係る費用については、なお従

前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 26 日条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の自転車等放置防止条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の移動及び保管に係る費用について適用し、施行日前までの移動及び保管に係る費用については、なお従前の例による。

くまとりプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックごみによる深刻な海洋汚染は、不用意にごみとして捨てられたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが河川などを通じて海へ流れ込むことにより生じており、細分化されたマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されるなど、看過できない地球規模の問題となっています。

熊取町は、“大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」”を標榜し、これまで住民・事業者・行政の協働のもと河川清掃等に積極的に取り組んできた結果、今では水辺にホタルも戻ってきていますが、より一層のプラスチックごみの削減に取り組む必要があります。

この環境美化意識を更に醸成し、次世代に良好な生活環境を継承していくためにも、今般大阪府及び大阪市が宣言した「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に賛同し、従前から行っている町内スーパー各店舗や地元商工会に対してのレジ袋有料化等に向けての協力要請、住民や事業者の模範となるために全庁あげてのマイバッグ持参運動や、3Rにリフューズを加えた4R運動の更なる推進を行うなど、不断の取り組みを行うことをここに宣言します。

2019年2月5日

熊取町長 藤原 敏司

「くまとり」美しいまちづくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 美しいまちづくり推進基本計画（以下「基本計画」という。）及び美しいまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）の推進を図るため、「くまとり」美しいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び行動計画に基づく、施策の推進に関すること。
- (2) 大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」の実現に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める環境美化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、町長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 事業所代表
- (3) 学校代表
- (4) 行政関係者
- (5) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、原則として公開し、審議に関して必要と認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民部美しいまちづくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

環境美化功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町において道路、河川、公園等の清掃活動等を長年にわたり実施し、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざし環境美化の高揚に功労のあった者に対して表彰の意を表するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 前条に定める表彰は、環境美化功労者表彰とし、1年度における表彰はおおむね5件を目処とする。ただし、町政連絡事務嘱託員規則の別表に掲げる地区への表彰は、この件数に含まない。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに継続して3年以上活動した者で、第5条の推薦を受けた者とする。

(1) 環境美化に関し普及啓発活動及び清掃並びに花の植栽活動を行い地域環境の美化に関する奉仕活動その他実践的活動を行った団体又は個人

(2) 環境美化行政の推進に協力した団体又は個人

2 前条各号に掲げる活動は、特に顕著な実績があり、その活動が住民の模範となり、推奨できるものであること。

(基準日)

第4条 表彰の基準日は、毎年4月1日とする。

(推薦)

第5条 この要綱に基づく表彰者の推薦については、活動団体の関係主管課課長等又は各種団体の代表者が推薦書(様式第1号)を町長に提出するものとする。ただし、自薦は除くものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、町長が定める日に行うものとする。

(再表彰の制限)

第7条 この要綱において一度表彰された者に対しては、再表彰は行わない。

(被表彰者が死亡した場合の措置)

第8条 この要綱によって被表彰者となったものが、表彰前に死亡したときは、その遺族に贈呈するものとする。

(庶務)

第9条 表彰状の贈呈に係る庶務は、環境美化推進の主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第4条の基準日の規定は、平成30年度に限り10月1日とする。

プラスチックごみから海を守ろう！

- ★マイバッグを利用するなど、使い捨ての習慣を見直しましょう！
- ★プラスチックごみのポイ捨ては絶対にやめましょう！
- ★河川などの清掃活動に積極的に参加してみましょう！

第2次美しいまちづくり推進基本計画 第1期美しいまちづくり行動計画

2020(令和2)年2月

熊取町住民部美しいまちづくり推進課

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

電話 072-452-6094